

介護老人保健施設ひまわり

入 所 利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設ひまわりをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる通常 1 割～3 割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、行事・趣味活動等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく 2 種類があります。

【利用者負担】

（１）基本料金 （１日につき）

※ 1 単位に 10. 27 円を乗じた金額が料金になります

※ 保険給付の利用者負担は 1 割～3 割負担となります。保険者（市町・広域連合）から交付された介護保険負担割合証を必ず当施設へご提出下さい。

〈 施設利用料 〉

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

	従来個室	多床室（2 人・4 人）
要介護 1	7 1 7 単位	7 9 3 単位
要介護 2	7 6 3 単位	8 4 3 単位
要介護 3	8 2 8 単位	9 0 8 単位
要介護 4	8 8 3 単位	9 6 1 単位
要介護 5	9 3 2 単位	1, 0 1 2 単位

（２）主な加算料金

- ・短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）（入所後 3 月以内） 2 5 8 単位／日
- ・認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）
（入所後 3 月以内、週 3 回が限度） 2 4 0 単位／日
- ・認知症ケア加算 7 6 単位／日
- ・外泊時費用（1 月に 6 日間を限度） 3 6 2 単位／日
- ・外泊時在宅サービス利用費用（1 月に 6 日間を限度） 8 0 0 単位／回
- ・ターミナルケア加算 1, 9 0 0 単位／日（死亡日）
9 1 0 単位／日（2 日～3 日）
1 6 0 単位／日（4 日～30 日）
7 2 単位／日（31 日～45 日）
- ・初期加算（Ⅱ）（入所日から 30 日間に限る） 3 0 単位／日
- ・再入所時栄養連携加算（1 人につき 1 回限度） 2 0 0 単位／回
- ・入所前後訪問指導加算（Ⅱ） 4 8 0 単位／回
- ・試行的退所時指導加算 4 0 0 単位／回
- ・退所時情報提供加算（Ⅰ） 5 0 0 単位／回
- ・退所時情報提供加算（Ⅱ） 2 5 0 単位／回
- ・入退所前連携加算（Ⅰ） 6 0 0 単位／回
- ・入退所前連携加算（Ⅱ） 4 0 0 単位／回
- ・訪問看護指示加算 3 0 0 単位／回
- ・協力医療機関連携加算（Ⅰ）（R 6 年度まで） 1 0 0 単位／月
（R 7 年度から） 5 0 単位／月
- ・栄養マネジメント強化加算 1 1 単位／日
- ・経口移行加算（180 日を限度） 2 8 単位／日

・経口維持加算(Ⅰ)	400単位/月
・経口維持加算(Ⅱ)	100単位/月
・口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月
・療養食加算(1食)	6単位/回
・所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日を限度)	480単位/日
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53単位/月
・リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33単位/月
・褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月
・褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月
・排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月
・排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月
・排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月
・科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月
・安全対策体制加算	20単位/回
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月
・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月
・新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)	240単位/日
・サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/日
・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月の総単位数に5.4%を乗じた単位数

(3) その他の料金

① 食費 朝食440円 昼食640円 夕食640円

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費(療養室の利用費)(1日当たり)

- ・従来型個室 1,300円
- ・多床室 880円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階①②まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧ください。

③ 特別な室料(1日当たり)

- ・個室 671円(税込)
- ・2人室 341円(税込)

④ 日用品費 実費

ボディソープ、リンスインシャンプー、ティッシュペーパー、おしり拭き等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合

⑤ 健康管理費 実費

インフルエンザ予防の費用でインフルエンザ予防接種及び予防投与を希望された場合。

⑥ その他の費用

個人的に使用する機器等に係る電気代(1点につき50円~100円/日※電気かみそり除く)、診断書等の文書発行に係る費用実費、書類等の郵送に係る費用実費。

(4) 支払い方法

利用料のお支払いは、金融機関での口座引き落としになります。毎月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に前月分の利用料を引き落とし致します。引き落とし開始は、全ての金融機関手続き完了後になります。

請求書は利用翌月 15 日以降、領収書は金融機関での引き落とし確認後に発行します。請求書及び領収書は当施設 1 階受付にてお受け取りください。

＊受付時間：午前 8：30～午後 5：00（日曜日、12/31～1/3 除く）

＊領収書の再発行は出来ませんので確定申告等で利用される場合は大切に保管してください。

「 国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階①②） 」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階①②の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階①②の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階①②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階①②にある次のような方です。

【利用者負担第 1 段階】

世帯全員が市町村民税非課税で本人が老齢福祉年金受給の方か、生活保護を受給している方

第 1 段階	従来個室	多床室（2 人・4 人）
居住費	5 5 0 円	なし
食費	3 0 0 円	3 0 0 円

【利用者負担第 2 段階】

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円以下の方

第 2 段階	従来個室	多床室（2 人・4 人）
居住費	5 5 0 円	4 3 0 円
食費	3 9 0 円	3 9 0 円

【利用者負担第 3 段階①】

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方

第 3 段階①	従来個室	多床室（2 人・4 人）
居住費	1, 3 7 0 円	4 3 0 円
食費	6 5 0 円	6 5 0 円

【利用者負担第3段階②】

世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額＋年金収入額＋非課税年金収入額が120万円を超える方

第3段階②	従来個室	多床室（2人・4人）
居住費	1, 370円	430円
食費	1, 360円	1, 360円

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。